（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第十四条　防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「事態」の下に「又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を加え、同項第七号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同項第八号中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同項第九号中「営舎又は」を「営舎若しくは」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十五条の二第一項の規定による警護

第三条第一項中「において」の下に「、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動」の下に「若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動」を加え、「における当該災害」を「又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として同法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務に従事し、そのため業務上の災害を受けた場合におけるこれらの災害」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第二条第二項中「平和維持活動局」の下に「及びフィールド支援局」を加える。

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第十六条　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

第二十九条の表備考中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第五十二条の表第二十九条の項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に、「第二十五条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正）

第十八条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第七条の表防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の項中「第十二条の五第五号ロ」を「第十二条の五第五号ハ」に改め、同表国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の項中「九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律」を「十　国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に、「十　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「十一　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改め、同表国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「十　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に、「十　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「十一　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正）

第十九条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第六条の表防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の項中「第十二条の五第五号ロ」を「第十二条の五第五号ハ」に改め、同表国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の項中「九　国と民間企業との間の人事交流に関する法律」を「十　国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に、「十　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」を「十一　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に改め、同表防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の項中「九　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「十　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に、「十　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」を「十一　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第二十条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

第十九条第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第四十五条第四号中「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

第六十条第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号」に、「第二十五条第三項」を「第二十二条